

清算参加者に対する監査に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、株式会社日本商品清算機構（以下「当社」という。）の業務方法書第19条及び店頭商品デリバティブ取引等清算業務に関する業務方法書第23条の規定に基づき、清算参加者及びOTC清算参加者（以下「清算参加者」という。）に対する監査に関し必要な事項を定める。

2 前項の監査は、清算参加者の当社の業務方法書及び店頭商品デリバティブ取引等清算業務に関する業務方法書その他諸規則の遵守の状況及び業務又は財務の状況等を調査し実態を把握することにより当社の商品取引債務引受業及びOTC取引清算業務の適正かつ確実な遂行に資することを目的とする。

(監査員)

第2条 監査は、当社の職員のうちから代表取締役社長が任命した者（以下「監査員」という。）が行う。

(監査員の権限)

第3条 監査員は、清算参加者の役員又は従業員に対し、必要があると認める帳簿、書類その他の物件の提示若しくは閲覧、資料の提出又は事実の説明及び当該説明の内容を記載した文書の作成を求めることができる。

(監査員の義務)

第4条 監査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 監査は、すべて事実に基づいて行わなければならない。
- (2) 事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たっては、常に公正でなければならない。
- (3) 職務上知り得た秘密を、正当な理由なくして他に漏らしてはならない。

(清算参加者の義務)

第5条 清算参加者の役員及び従業員は、監査員から第3条に規定する要求があった場合には、正当な理由なくこれを拒否することができない。

(監査の実施方法)

第6条 監査は、監査員が清算参加者の本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所（以下「店舗」という。）に臨んで行う。ただし、当社が認める場合にあつては、当該清算参加者が当社に提出する書類により行うものとする。

2 当社は、必要に応じて、指定市場開設者、日本商品先物取引協会及び日本商品委託者保護基金と共同して監査を行うことができる。

(監査の通知)

第7条 当社は、清算参加者の店舗に臨んで監査を行う場合は、当該清算参加者に対し、監査期間、監査基準日及び監査内容等必要な事項を通知する。ただし、当社が必要があると認めるときは、この限りでない。

2 当社は、必要があると認めるときはいつでも清算参加者に対して前項の監査を行うことができる。

(監査員証明書の提示及び監査通知書の交付)

第8条 監査員は、前条第1項の監査を開始するにあたり、清算参加者に対し監査員証明書を提示するとともに、監査通知書を交付する。

(監査結果の報告)

第9条 監査員は、監査が終了したときは、速やかにその結果を代表取締役社長に書面により報告しなければならない。

(監査結果の措置)

第10条 当社は、監査の結果、清算参加者の行為が当社業務方法書その他諸規則に照らして問題があると認める場合には、業務方法書による処分、措置又は勧告を行うときを除き、当該清算参加者に対しその旨を指摘し、当該指摘内容について改善を求めるとともに、必要に応じて、改善措置を記載した報告書等の提出を求めることができる。

(監査結果の通知)

第11条 当社は、監査を終了した場合は、当該監査の結果を清算参加者に書面により通知する。

附 則

この規則は、平成23年9月21日から実施する。

附 則

第1条(目的)の変更規定は、平成26年5月16日から実施する。